

令和7年8月1日

参議院事務局庶務部厚生課長 野澤 大介

公募公告

参議院第二別館内の歯科診療所の運営事業者について下記のとおり公募します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 公募業種等
第二別館内歯科診療所
- (2) 募集運営事業者数
1者
- (3) 診療所所在地
東京都千代田区永田町1-11-16
- (4) 運営期間
令和11年1月以降の参議院の指定する日から5年以内。ただし、当初の許可期間も含めて10年を超えない期間内で一度に限り更新を申請できる。
- (5) 公募条件
 - ①良質な診療を提供出来る能力と実績を有すること
 - ②予算決算及び会計令第70条、71条の規定に該当しないこと
 - ③財務省通達蔵管第1号第4節第3の1(3)の要件を満たすこと
 - ④国税、地方税を完納していること
 - ⑤現に歯科の診療科目を有する病院又は診療所の運営を行っていること
 - ⑥経営状態、信用度が極端に悪化していないと認められ、適正な業務の履行が確保されること
 - ⑦企画提案書募集要領等の受領、企画提案書等の提出等で1回以上来院できること(郵送等は応相談)

2. 公募に係る企画提案書募集要領等の配付、企画提案書等の提出

令和7年8月1日(金)～令和7年8月20日(水)
午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)。

(企画提案書募集要領等の配付、企画提案書等の提出場所)

東京都千代田区永田町1-11-16
参議院第二別館東棟3階庶務部厚生課保健係(郵送等は応相談)

3. 選定方法

提出された企画提案書等により選定します。

4. 選定決定(予定)

令和7年9月中旬

5. 問合せ先

参議院事務局庶務部厚生課保健係(担当 鈴木、竹岡、高橋)
電話 03-3581-3111 内線74357・74359